

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別表2 接続形態

1 適用

区分	内容	
(1) 事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
	用語	意味
	1 発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表においてはそれ以外の電気通信事業者を含みます。）
	2 着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表においてはそれ以外の電気通信事業者を含みます。）
(2) (略)	(略)	
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～サ (略)	

別表2 接続形態

1 適用

区分	内容	
(1) 事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
	用語	意味
	1 発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表においてはそれ以外の電気通信事業者を含みます。）
	2 着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2-2表及び2-3表においてはそれ以外の電気通信事業者を含みます。）
(2) (略)	(略)	
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～サ (略) シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限り ます。 (7) <u>着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</u> (4) <u>当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき</u> (ウ) <u>携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき</u> (イ) <u>当社又は特定端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</u>	

附 則（令和4年1月11日西設相制第000192号）

この改正規定は、令和4年1月11日から実施します。